



日本触媒

第110期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月21日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催
場所

大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号
(大阪朝日生命館8階)朝日生命ホール

決議
事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 第110期役員賞与支給の件
- 第6号議案 取締役報酬額改定の件
- 第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件
- 第8号議案 監査役報酬額改定の件

議決権

2022年6月20日(月曜日)

行使期限

午後5時まで

株主様へのお願い

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。また、お土産の配布および株主懇談会の開催を取りやめさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、その他の当社の対応につきましては、招集通知2ページをご確認ください。

株式会社 日本触媒

証券コード：4114

目次

第110期 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	30
連結計算書類・計算書類	55
監査報告書	61

株 主 各 位

(証券コード 4114)

2022年5月31日

大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

株式会社日本触媒

代表取締役社長 五嶋 祐治 朗

第110期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。事前の議決権行使に関しましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後5時までに到着するように折り返しご送付くださるか、議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、当日ご来場される株主様におかれましては、感染予防および拡散防止に最大限ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号（大阪朝日生命館8階）朝日生命ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第110期連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 第110期役員賞与支給の件
 - 第6号議案 取締役報酬額改定の件
 - 第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件
 - 第8号議案 監査役報酬額改定の件
4. 招集にあたっての決定事項

3ページ【議決権行使の方法についてのご案内】をご参照ください。

以 上

本株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について

本株主総会における新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止に向けた当社の対応につきまして、以下のとおりご案内いたします。何卒ご理解ならびにご協力のほどお願い申し上げます。

<当社の対応>

- 本株主総会では、お土産の配布および株主懇談会の開催を取りやめさせていただきます。
- 受付にて非接触検温器（サーモカメラ）による検温をさせていただきます。発熱や体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けさせていただき、ご入場をお断りする場合がございます。

<株主様へのお願い>

- 感染予防および拡散防止のため、3～4ページにてご案内しております事前の議決権行使をご推奨申し上げます。特に、体調のすぐれない方、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、ご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。
- 本株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスクを着用するなど感染予防および拡散防止に最大限ご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスの感染状況に応じ、開催場所を当社大阪本社（大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号興銀ビル5階）に変更する可能性がございます。その際は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shokubai.co.jp/ja/>）にてお知らせいたしますので、ご来場の前にご確認ください。

上記のほか、株主総会当日時点の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、必要な感染拡大防止策を講じてまいります。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shokubai.co.jp/ja/>）にてお知らせいたしますのでご確認ください。

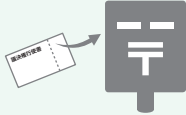
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shokubai.co.jp/ja/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
なお、監査役および会計監査人がそれぞれ監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のものに加え、連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」も含まれております。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shokubai.co.jp/ja/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2022年6月20日（月曜日）午後5時到着

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月20日（月曜日）午後5時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。

開催日時 2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

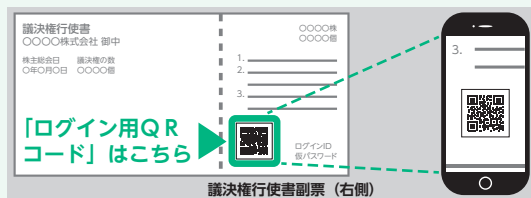
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2022年6月20日（月曜日）午後5時まで**に、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。

QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎️ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 9:00～21:00

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業拡大や企業体質の強化等を総合的に勘案しつつ、連結業績の動向を見通し、中長期的水準の向上を目指した配当を行うことを基本方針として、配当性向等を考慮し、配当を実施することとしております。

一方、将来にわたって競争力を維持し、成長を続けるためには、設備投資、戦略投資、研究開発投資などを積極的に展開することも必要であり、配当と内部留保のバランスを考慮したうえで、利益配分を行ってまいります。

なお、2022年3月策定の新中期経営計画「TechnoAmenity for the future- I」の期間においては、十分な成長投資、競争力維持投資の財源を確保しつつ、資本効率性の追求を両立させる株主還元の実施を目指しており、総還元性向50%（配当性向40%、自己株式取得10%）とする方針です。

■ 期末配当に関する事項

上記の基本方針のもと、当期の期末配当につきましては、経営環境、業績並びに今後の事業展開を勘案し、中間配当金80円（普通配当75円、創立80周年記念配当5円）に比べて20円増配の1株につき100円（普通配当95円、創立80周年記念配当5円）とさせていただきたいと存じます。その結果、中間配当金と合わせました当期の年間の配当金は1株につき180円となり、前期と比べ90円の増配で過去最高となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき **100円00銭**

総額 **3,987,486,600円**

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

- (1) 当社事業のグローバル展開に対応するため、現行定款第1条（商号）に英文表記を追加するものであります。
- (2) 当社の事業目的を現状に即し整理するとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。
- (3) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定するための規定を導入するものであります（変更案第9条）。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (5) 会社法および会社法施行規則において、株主総会の議事録につき詳細に規定があることから、現行定款第18条（議事録）を削除するものであります。
- (6) 取締役会および監査役会の招集通知の通知期間につき、柔軟な対応を可能とするため、現行定款第22条（取締役会）および第27条（監査役会）の規定の一部を変更するものであります。
- (7) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるよう、現行定款第24条（役付取締役の選定）の内容を一部変更したうえで、現行定款第23条（代表取締役）に統合するものであります（変更案第23条）。また、これに関連して、株主総会の招集権者を定める現行定款第12条（招集）および株主総会の議長を定める現行定款第14条（議長）についても、所要の変更を行うものであります。
- (8) 取締役会を開催して決議を行うことを原則といたしますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう規定を新設するものであります（変更案第25条）。
- (9) 2019年5月8日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続を決議しましたので、現行定款第6章買収防衛策（第33条、第34条および第35条）を削除するものであります。
- (10) その他、字句の修正および上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は株式会社日本触媒と称する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の物品の製造、加工ならびに販売 (1) <u>無水フタル酸、無水マレイン酸等有機化学製品およびその誘導品</u> (2) <u>酸化エチレン、エチレングリコール、アクリル酸等石油化学製品およびその誘導品</u> (3) <u>ポリエステル樹脂等各種合成樹脂</u> (4) <u>触媒、セラミックス、工業用ガス等無機化学製品</u></p> <p>(新設) 2. <u>医薬品、農薬、検査・診断用試薬、食品添加物および飼料添加物の製造、加工ならびに販売</u></p> <p>(新設) 3. <u>医療機器、医療材料の製造、加工ならびに販売</u> 4. <u>化学機械用電子制御装置の製作ならびにそのコンピュータソフトウェアの研究開発および販売</u> 5. <u>化学機械・器具・装置の製作ならびに販売</u></p> <p>(新設) 6. <u>建設工事の請負</u> 7. <u>強化プラスチック船の製造、修理ならびに販売</u> 8. <u>不動産の売買、賃貸、仲介および管理ならびに駐車場の経営</u> 9. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集業務</u></p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社日本触媒と称し、英文では、NIPPON SHOKUBAI CO., LTD.と表示する。</u></p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の製品の製造、加工および販売 (1) <u>有機化学製品、無機化学製品およびその他の化学工業製品</u> [削除 (一部変更し、変更案1. (1) に統合)] (2) <u>合成樹脂その他の高分子化合物</u> (3) <u>触媒</u> (一部変更し、変更案1. (1) に統合) (4) <u>電子機器、電子部品、電池およびそれらの原材料</u> (5) <u>医薬品、医薬部外品、医薬品添加物、医療機器、農薬、肥料、化粧品およびそれらの原料</u> (<u>現行定款3. を一部変更し統合</u>) (6) <u>食品、食品添加物、飼料添加物、微生物および酵素</u> (<u>現行定款2. を一部変更し移設</u>) [削除 (一部変更し、変更案1. (5) に統合)] [削除 (一部変更し、変更案2. に統合)]</p> <p>[削除 (一部変更し、変更案2. に統合)] 2. <u>前号に関連する部材、機械器具、装置およびシステムの開発、設計、製作、据付、販売、保守管理ならびに技術指導</u> (<u>現行定款4. および5. を一部変更し統合</u>) 3. <u>建設工事の設計、施工ならびに請負</u> (削除) 4. <u>不動産業</u></p> <p>5. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設) 10. 農産物の生産、加工、販売ならびにそれらの生産システムの開発、販売 11. 林産物、水産物の栽培、養殖、加工および販売ならびにその栽培、養殖システムの開発、販売 12. 園芸品の栽培、販売ならびにそれらの栽培システムの開発、販売 13. ゴルフ練習場その他各種スポーツ施設および遊園地、遊戯施設ならびに喫茶・飲食店の経営 14. 前各号に関連付帯する事業</p> <p>(新設)</p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株式の取扱) 第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(招集) 第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに招集する。株主総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議に基づき取締役社長がこれをなす。ただし、取締役社長に事故があるときは取締役会の定めるところにより他の取締役がこれをなす。</p>	<p>6. 倉庫業、運送業および運送取扱業 7. 廃棄物処理業 (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>8. 前各号に関連付帯する事業</p> <p>(単元未満株式の権利の制限) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(株式の取扱) 第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに招集する。株主総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれをなす。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれをなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 (条文省略)</p> <p>(議長) 第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印してこれを当会社に保存する。</p> <p>(取締役会) 第22条 (条文省略) ② 取締役会の招集通知は会日の3日前に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p>	<p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(議長) 第15条 株主総会の議長は社長がこれに当たり、社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会) 第22条 (現行どおり) ② 取締役会の招集通知は会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役) 第23条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役の選定) 第24条 <u>取締役会は、その決議をもって取締役会長1名および取締役社長1名を選定することができる。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会) 第27条 (条文省略) ② 監査役会の招集通知は会日の3日前に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(社外取締役および社外監査役との責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 買収防衛策</u></p> <p>(買収防衛策の導入および発動) 第33条 当社は当社の企業価値および株主共同の利益が不当に毀損されることを未然に防ぐために買収防衛策を導入することができる。 ② <u>買収防衛策にかかる新株予約権無償割当に関する事項については取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。</u></p>	<p>(代表取締役等) 第23条 (現行どおり) ② <u>取締役会は、その決議をもって、取締役または執行役員の中から、社長1名を選定する。</u> ③ <u>取締役会は、その決議をもって、取締役の中から会長1名を選定することができる。</u></p> <p>[削除 (一部変更し、変更案第23条に統合)]</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(監査役会) 第27条 (現行どおり) ② 監査役会の招集通知は会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(社外取締役および社外監査役との責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(買収防衛策の導入および廃止)</p> <p>第34条 当社は前条に規定する買収防衛策の導入には株主総会の決議を得なければならない。</p> <p>② 当社はいつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を廃止することができる。</p> <p>(買収防衛策の有効期限)</p> <p>第35条 前条に基づき導入された買収防衛策は株主総会の決議を得た後、3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会において、その継続の決議を得なければならないものとし、以後も同様とする。</p> <p>② 前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める定時株主総会での継続の決議が得られなかった場合、前条に基づき導入された買収防衛策は当該定時株主総会の終結の時点をもって、その効力を失うものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>附則</p> <p>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

現取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	ごとう ゆうじろう 五 嶋 祐治郎	代表取締役社長	—	15/15回	再任
2	いりぐち じろう 入 口 治 郎	代表取締役 専務執行役員	生産・技術部門管掌、DX推進本部担当、 エンジニアリング本部担当、 インドネシアプロジェクト担当、 イオネル建設チーム担当	15/15回	再任
3	の だ かず ひろ 野 田 和 宏	取締役 常務執行役員	経営企画本部担当	15/15回	再任
4	たかぎ くに あき 高 木 邦 明	取締役 常務執行役員	事務部門管掌、 総務人事本部担当	15/15回	再任
5	わたなべ まさ ひろ 渡 部 将 博	取締役 常務執行役員	事業部門管掌、 事業企画本部担当	11/11回	再任
6	すみだ やす たか 住 田 康 隆	取締役 常務執行役員	事業創出部門管掌、 コーポレート研究本部担当、 健康・医療事業室担当、化粧品事業室担当、 事業創出本部長、R&D統括部担当	11/11回	再任
7	はせべ しん じ 長谷部 伸 治	取締役 (社外)	—	15/15回	再任 社外 独立
8	せとぐち てつ お 瀬戸 口 哲 夫	取締役 (社外)	—	15/15回	再任 社外 独立
9	さくら い み ゆき 櫻 井 美 幸	取締役 (社外)	—	15/15回	再任 社外 独立

再任

再任候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

1

ごとう ゆうじろう
五嶋 祐治朗

(1957年5月4日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2012年6月 執行役員川崎製造所長
2015年6月 取締役常務執行役員
2017年4月 代表取締役社長（現任）

■当事業年度における
取締役会出席状況
15回中15回

【取締役候補者とした理由】

同氏は、代表取締役社長として、中期経営計画の策定・遂行に取り組むなど、当社経営の中枢を担い、牽引してきました。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■所有する
当社株式の数
7,400株

2

いりぐち じろう
入口 治郎

(1958年10月28日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2004年4月 姫路製造所ファイン製造部長
2009年4月 姫路製造所化成品製造部長
2011年4月 姫路製造所副所長
2013年6月 日宝化学(株)取締役
2018年6月 取締役常務執行役員
2021年6月 代表取締役専務執行役員（現任）

(現在の担当) 生産・技術部門管掌、DX推進本部担当、
エンジニアリング本部担当、インドネシアプロジェクト担当、
イオネル建設チーム担当

■当事業年度における
取締役会出席状況
15回中15回

【取締役候補者とした理由】

同氏は、生産・技術部門を中心とした長年の経験を通じ、生産拠点の安定操業及び関係会社の円滑な運営等に取り組んできました。また、DX推進部門の担当執行役員として、デジタルサービス等を活用した業務効率向上の取り組みを推進しています。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■所有する
当社株式の数
2,300株

3

の だ かず ひろ
野田 和宏

(1963年1月21日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
 2005年4月 吸水性樹脂営業部長
 2011年4月 経営企画室部長
 2015年4月 経営企画室副室長兼関連事業統括部長
 2017年4月 吸水性樹脂事業部長
 2018年6月 執行役員
 2020年6月 取締役常務執行役員（現任）
 経営企画室長

(現在の担当) 経営企画本部担当

■ 当事業年度における
取締役会出席状況
15回中15回

■ 所有する
当社株式の数
2,600株

【取締役候補者とした理由】

同氏は、経営企画部門や事業部門を中心とした長年の経験を通じ、経営上の施策の企画及び推進並びに吸水性樹脂事業の競争力強化に取り組んできました。また、経営企画部門の担当執行役員として、新中期経営計画の策定に関し中心的な役割を果たしました。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4

たか ぎ くに あき
高木 邦明

(1963年5月19日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 住友化学工業(株) (現 住友化学(株)) 入社
 2019年4月 当社嘱託
 2019年5月 総務人事本部長
 2019年6月 執行役員
 2020年6月 取締役常務執行役員（現任）

(現在の担当) 事務部門管掌、総務人事本部担当

■ 当事業年度における
取締役会出席状況
15回中15回

■ 所有する
当社株式の数
1,700株

【取締役候補者とした理由】

同氏は、事務部門や海外駐在を中心とした長年の経験を通じ、コーポレート・ガバナンス体制の強化及びグローバルな視点に基づく経営戦略の遂行等に取り組んできました。また、事務部門の管掌執行役員として、新人事制度の策定・導入に関し中心的な役割を果たすなど、組織の変革への取り組みを推進しています。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

5

わた なべ まさ ひろ
渡部 将博

(1960年12月6日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
 2009年4月 原料部長
 2013年4月 機能性ポリマー営業部長
 2016年4月 購買物流本部長
 2018年6月 執行役員
 日触物流(株)代表取締役社長(現任)
 2021年6月 取締役常務執行役員(現任)
 (現在の担当) 事業部門管掌、事業企画本部担当

■当事業年度における
取締役会出席状況
11回中11回

■所有する
当社株式の数
1,100株

【取締役候補者とした理由】

同氏は、購買物流部門や事業部門を中心とした長年の経験を通じ、購買物流戦略の立案・遂行及び収益基盤の強化等に取り組んできました。また、事業部門の管掌執行役員として、ソリューションズ事業拡大、マテリアルズ事業強靱化の取り組みを推進しています。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

6

す み だ や す た か
住田 康隆

(1963年10月4日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 当社入社
 2017年4月 研究センター長
 2020年4月 事業創出本部長(現任)
 2020年6月 執行役員
 2021年6月 取締役常務執行役員(現任)
 (現在の担当) 事業創出部門管掌、コーポレート研究本部担当、
健康・医療事業室担当、化粧品事業室担当、
事業創出本部長、R&D統括部担当

■当事業年度における
取締役会出席状況
11回中11回

■所有する
当社株式の数
892株

【取締役候補者とした理由】

同氏は、研究開発部門を中心とした長年の経験を通じ、研究開発力の強化及びオープンイノベーションの推進等に取り組んできました。また、事業創出部門の管掌執行役員として、新規事業・新規製品の創出加速の取り組みやカーボンニュートラルに向けた研究開発を推進しています。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

7

は せ べ しん じ
長谷部 伸治

(1953年8月27日生)

社外取締役

独立役員

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年4月 京都大学工学部助教授
- 2003年8月 京都大学大学院工学研究科教授
- 2018年6月 当社社外取締役（現任）
- 2019年4月 京都大学国際高等教育院特定教授（現任）

■当事業年度における
取締役会出席状況
15回中15回

■所有する
当社株式の数
0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、これまでの当社における社外取締役としての実績に加え、化学業界に精通している化学工学の専門家としての観点から、今後とも当社経営に資する有用な意見と提言及び独立した立場からの監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。

なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。

8

せ と ぐ ち てつ お
瀬戸 哲夫

(1957年2月17日生)

社外取締役

独立役員

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 大阪ガス(株)入社
- 2015年4月 同社代表取締役副社長執行役員
- 2018年4月 同社取締役
- 2018年6月 当社社外取締役（現任）
大阪ガス(株)顧問（現任）
- 2020年4月 大阪ガス都市開発(株)取締役会長
- 2021年6月 讀賣テレビ放送(株)社外監査役（現任）
- 2022年4月 (株)オージス総研取締役会長（現任）

■当事業年度における
取締役会出席状況
15回中15回

■所有する
当社株式の数
0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、これまでの当社における社外取締役としての実績に加え、公益性の高い企業、製造業である企業における経営者としての豊富な経験をもとに、今後とも当社経営に資する有用な意見と提言及び独立した立場からの監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年4月 弁護士登録
西村法律会計事務所入所
- 2003年5月 花水木法律事務所共同経営（現任）
- 2015年3月 公益財団法人日本生命財団監事（現任）
- 2016年4月 大阪大学監事（現任）
- 2017年6月 日本新薬(株)社外取締役（現任）
- 2020年6月 当社社外取締役（現任）

■ 当事業年度における
取締役会出席状況
15回中15回

■ 所有する
当社株式の数
0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、これまでの当社における社外取締役としての実績に加え、弁護士としての高度の専門性と豊富な経験並びに他社の社外取締役としての実績をもとに、今後とも当社経営に資する有用な意見と提言及び独立した立場からの監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。

なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終了の時をもって2年となります。

(注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 長谷部伸治、瀬戸口哲夫、櫻井美幸の各氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 櫻井美幸氏は、2022年6月22日付で、株式会社MBSメディアホールディングスの社外監査役に就任予定です。

(注4) 現在、長谷部伸治、瀬戸口哲夫、櫻井美幸の各氏と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合、各氏と当社との間で当該契約を継続する予定であります。

(注5) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合の損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなるとともに、その任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。

(注6) 長谷部伸治、瀬戸口哲夫、櫻井美幸の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準（20ページに掲載）を満たしております。当社は長谷部伸治、瀬戸口哲夫、櫻井美幸の各氏を独立役員と指定し、同取引所に届け出ており、各氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

(注7) 現在、長谷部伸治氏が特定教授を務める京都大学に対して研究を助成するため寄付を行っておりますが、直近3事業年度の平均合計金額が同大学の経常収益に比して僅少（0.1%未満、1,000万円以下）であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

(注8) 現在、瀬戸口哲夫氏が顧問を務める大阪ガス株式会社と当社との間には、同社からのガスの購入等、売買取引が存在しておりますが、工場の運営に不可欠な一般必需品の購入であり、かつ直近3事業年度の平均取引金額が同社の連結売上高に比して僅少（0.3%未満）であります。また、同氏が取締役会長を務める株式会社オーガス総研から役務提供を受け対価を支払っておりますが、直近3事業年度の平均合計金額が同社の売上高に比して僅少（0.1%未満）であります。そのため、いずれも同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

(ご参考)

取締役の専門性と経験（第110期定時株主総会終了後の予定）

氏名	企業経営・経営戦略	国際性	サステナビリティ	コンプライアンス・ガバナンス	財務・会計	生産技術・研究開発	営業・マーケティング	その他
五嶋 祐治朗	●		●			●		
入口 治郎	●					●		● (DX)
野田 和宏	●	●			●			
高木 邦明		●		●	●			
渡部 将博	●						●	● (SCM)
住田 康隆			●			●		● (知的財産)
社外 長谷部 伸治						●		● (学識経験)
社外 瀬戸口 哲夫	●	●					●	
社外 櫻井 美幸				●				● (内部統制・監査)

(注1) 上記一覧表は、各人の有する専門性と経験のうち主なもの最大3つに●印をつけています。

(注2) DXとはデジタル・トランスフォーメーションの略語であり、SCMとはサプライチェーンマネジメントの略語であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 有田義広氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

こばやし たかし
小林 高史

(1962年9月22日生)

新任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2006年4月 経営企画室部長
2011年4月 経理部長
2015年4月 財務本部長
2018年6月 執行役員
2020年6月 常務執行役員（現任）
2022年4月 財務本部担当（現任）

■所有する
当社株式の数
3,000株

【監査役候補者とした理由】

同氏は、経営企画部門及び財務部門における豊富な経験をもとに、取締役会に有益な意見を述べることで、及び経営執行等の適法性について適切に監査を行うことができると判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。

(注1) 小林高史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合の損害を、当該保険契約により填補することとしております。小林高史氏が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなることと、その任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。

(ご参考)

独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（その候補者も含み、以下あわせて「社外役員」という）の独立性基準を定め、社外役員が以下のいずれの事項にも該当しない場合は十分な独立性を有していると判断します。

1. 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の出身者(注1)
2. 当社の主要株主(注2)またはその業務執行者
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先(注3)
 - (2) 当社グループの主要な借入先(注4)
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者(注6)
7. 社外役員の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
8. 配偶者および二親等内の親族が上記1から7までのいずれかに該当する者（ただし重要な者(注8)に限る）
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. その他、当社と恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがあると合理的に判断される者

(注1) 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（以下本基準において「業務執行者」という）および過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

(注2) 当社の直近3事業年度末の平均値で、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。

(注3) 当社グループの製品等の販売先であって、直近3事業年度の平均取引金額が当社の連結売上高の2%を超えるものまたは、当社グループの製品等の仕入先であって、直近3事業年度の平均取引金額が相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。

(注4) 当社グループが借入れを行っている金融機関等であって、直近3事業年度末の平均借入金残高が当社の連結総資産または当該金融機関等の連結総資産の2%を超える場合をいう。

(注5) (i) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから收受している対価（役員報酬を除く）の直近3事業年度の平均合計金額が、年間1,000万円を超えるときを多額という。

(ii) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の直近3事業年度の平均合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。

(注6) 当社グループから直近3事業年度の平均合計金額が年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者をいう。当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の直近3事業年度の平均合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。

(注7) 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

(注8) 取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者をいう。

以上

第5号議案 第110期役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、その他諸般の事情を斟酌し、当期末時点の取締役9名のうち、社外取締役を除く6名に対し、総額150百万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

本議案は、当事業年度に係る当社の役員の報酬等の額の決定に関する方針（事業報告47ページをご参照ください）に沿った取締役の賞与の支給のために必要かつ合理的な内容であり、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定していることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第6号議案 取締役報酬額改定の件

当社の取締役報酬額は、2005年6月22日開催の第93期定時株主総会において、年額400百万円以内としてご承認いただき現在に至っております。また、取締役の賞与については別途定時株主総会において都度その具体的な支給額を決議いただいております。

今般、当社は、取締役に対して中期経営計画の目標達成をより一層促すとともに、単年度の業績のみならず、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、取締役の報酬体系の見直しを行うことといたしました。

つきましては、取締役（社外取締役を除く）の金銭報酬については、業績との連動性をさらに高めた報酬体系とするとともに、比較対象企業の報酬水準の動向を考慮のうえ、また、社外取締役の金銭報酬については、当社において今後社外取締役に期待される役割および増員の可能性を考慮のうえ、取締役の報酬額を年額550百万円以内（うち社外取締役分は年額75百万円以内）に改定させていただきたく存じます。

今後、当該報酬額の範囲内で、取締役に対する固定報酬の基本報酬および業績連動報酬の賞与を支給することといたしたく存じます。なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、従来通り固定報酬の基本報酬のみを支給いたします。

なお、当社は、本議案および第7号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、2022年5月12日開催の取締役会において新たな取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その概要は28ページから29ページに記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿った取締役の報酬の支給のために必要かつ合理的な内容であり、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定していることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）となります。

第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く、以下同様とします）を対象に、当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます）の給付を行う業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）を新たに導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、当社の中期経営計画の実現に向けて、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としております。

なお、当社は、第6号議案「取締役報酬額改定の件」および本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、2022年5月12日開催の取締役会において新たな取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その概要は28ページから29ページに記載のとおりであります。本議案は、当該決定方針に沿った取締役の報酬の支給のために必要かつ合理的な内容であり、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定していることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

本議案は、第6号議案「取締役報酬額改定の件」でご承認をお願いしております取締役報酬額とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は6名となります。

（ご参考）

当社は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の執行役員についても本制度の対象として同一の信託を使用する予定です。なお、当社の執行役員に係る報酬額および株式数は本議案の対象としておりません。

本制度の詳細につきましては、2022年5月12日付適時開示「当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

2 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます）が当社株式を取得し、当社が定める株式給付規程に基づいて、取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて、取締役に給付する株式報酬制度です。詳細については下記（2）以降のとおりです。

①本議案の対象となる当社株式等の給付の対象者	当社の取締役
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(4)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・63百万円に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額とします。なお、当初の対象期間である3事業年度における上限額は189百万円(当初の対象期間は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度)とします。
取締役に給付する当社株式の上限 (下記(5)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・9,600ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数に相当する株式数とします。なお、当初の対象期間である3事業年度に付与するポイント数の上限は28,800ポイント(28,800株相当)とします。 ・上記の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数に相当する株式数の上限(9,600株)の当社発行済株式総数(2022年3月31日現在、自己株式控除後)に対する割合は約0.02%となります。 ・当社株式は、当社(自己株式処分)または株式市場から取得予定です。
③業績達成条件の内容 (下記(5)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて「業績連動ポイント」が変動します。 ・当初の対象期間におけるKPI(業績評価指標)は、中期経営計画で掲げる「営業利益」および「ROE(親会社所有者帰属持分当期利益率)」とし、業績目標の達成度に応じて0~150%で変動します。
④取締役に対する当社株式等の給付の時期(下記(6)のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、取締役の退任後に給付します。

(2) 本制度の対象期間

本制度の対象となる期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する期間(以下、「対象期間」といいます)とし、当初の対象期間は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、「当初対象期間」といいます)とします。

また、当初対象期間の経過後に開始する対象期間は、中期経営計画に対応する3事業年度(取締役会で別途3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間)ごとの期間とします。

(3) 信託期間

2022年8月（予定）から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします）。なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、対象期間に対応する本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、63百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（当初対象期間（3事業年度）について189百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたしません（注）。

また、当初対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、当該対象期間に対応する本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、63百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（当初対象期間を含む）において取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付未了のものを除きます）および金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。

なお、当社は、当初対象期間中を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が上述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して拠出することができるものとします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 取締役に給付する当社株式の算定方法および上限

取締役に、各対象期間中、株式給付規程に基づき、役位に応じて定まる「固定ポイント」および中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて定まる「業績連動ポイント」が付与されます。

対象期間中に取締役に對して付与されるポイント数の合計は、9,600ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数（当初対象期間（3事業年度）については28,800ポイント）を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役に對する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします）。そのため、各対象期間において本信託が取得し取締役に給付する株式数の合計は、9,600株に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた株式数（当初対象期間（3事業年度）については28,800株）を上限とします。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後におい

て、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(ポイント算定式)

①固定ポイント

各対象期間中の事業年度毎に、取締役の役位に応じたポイントを付与します。

<各事業年度>

役位別ポイント (※1) × 在任月数 (※2) ÷ 12か月

②業績連動ポイント

各対象期間中の各事業年度において、役位に応じたポイントを付与し、対象期間終了後、付与したポイントの累計値に中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じた業績連動係数を乗じて算出します。

<各事業年度>

役位別ポイント (※1) × 在任月数 (※2) ÷ 12か月

<各対象期間終了後>

各事業年度に付与された役位別ポイントの累計値 × 業績連動係数 (※3)

※1 原則として、各事業年度の3月末日における取締役の役位に応じたポイントとします。但し、事業年度中に役位の変更があった場合にはそれぞれの役位における在任月数を按分してポイントを付与するものとします。

※2 在任期間に1か月に満たない日数が存する場合は、繰り上げて1か月とします。

※3 業績連動係数は、中期経営計画に基づき設定した業績目標の達成度に応じて0～150%で変動します。業績目標の達成度を評価するKPI（業績評価指標）は、対象となる中期経営計画毎に決定します。当初対象期間におけるKPIは、中期経営計画で掲げる「営業利益」および「ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」とします。

(6) 取締役に対する当社株式等の給付

原則として、取締役が退任等し、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、退任時まで付与された累計ポイント数に応じた当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（４）の信託金の上限額および上記（５）の取締役に給付する株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記（６）により取締役に給付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は一律不行使とします。

(9) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

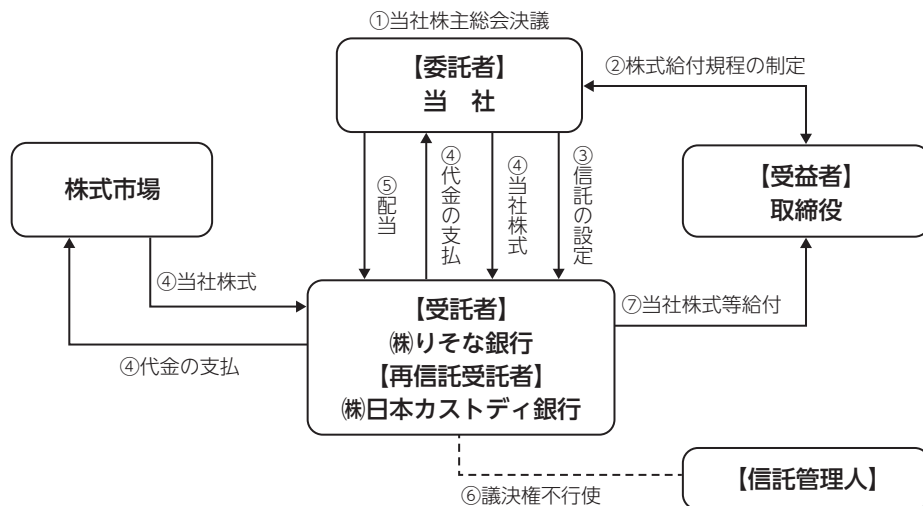
(10) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役に對し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役と利害関係のない公益法人等に寄付することを予定しています。

(11) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拋出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考：本制度の仕組み)



- ① 当社は、本総会において、本制度の導入に係る役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位および業績目標の達成度に応じて、ポイントが付与され、退任時等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された累積ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

(ご参考)

当社の新たな取締役の報酬等の決定方針（概要）

第6号議案「取締役報酬額改定の件」および第7号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件」が原案どおり承認可決された場合における、当社の新たな取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要は以下のとおりです。

1 基本方針

- ・企業理念を実践し、持続的な企業価値の向上を図るうえでインセンティブを与えること
- ・業績ならびに責任に応じて株主と利害を共有する報酬体系とすること
- ・当社の業績、従業員給与水準、他社水準を踏まえた適正な報酬水準とすること
- ・委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ることで、透明性と公正性を確保すること

2 報酬構成

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬の基本報酬、業績連動報酬の賞与および株式報酬から構成され、それぞれ下記（1）～（3）の方針に基づき決定されます。基本報酬、賞与、株式報酬の割合は、概ね6割、3割、1割を目安としますが、会社業績、株式市況、目標管理制度による各個人の目標達成度合い等に応じて変動します。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬の基本報酬のみを支給いたします。

（1）基本報酬

- ・役位、職責に応じて、月例で支給する金銭報酬とする。
- ・社外取締役の報酬は、当社役員の水準、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

（2）賞与

- ・事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、毎年 の定時株主総会后、一定の時期に支給する金銭報酬とする。
- ・評価指標は、KPI（業績評価指標）の達成度および目標管理制度による各個人の目標達成度とする。
- ・KPIは「税引前利益」と「ROA（資産合計税引前利益率）」で構成され、各達成度評価は0～150%の範囲とする。

（3）株式報酬

- ・中期経営計画の目標達成に向けたインセンティブ向上と株式価値との連動性向上を目的とし、取締役の退任時に株式と金銭を給付する。
- ・株式給付信託の仕組みを活用し、株式給付規程に従い、中期経営計画の達成度と連動して付与される業績連動ポイントと株式価値共有のため株式保有を目的とした固定ポイントを1：1の割合で付与する。
- ・業績連動ポイントは、KPIとして設定した中期経営計画の目標値に対する中期経営計画最終年度のKPI実績値の達成度に応じて変動させる。
- ・KPIは「営業利益」と「ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」とし、評価ウエイトは「営業利益」50%、「ROE」50%とする。また、各達成度評価は0～150%の範囲とする。

3 報酬決定プロセス

- ・当社は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しており、同委員会において、取締役の報酬の決定方針・制度および課題等、ならびに水準の妥当性を審議し、取締役会に対して答申を行っております。
- ・取締役会は、同委員会の答申を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針、および株主総会で承認された報酬額の枠内で取締役の報酬等の内容を決定しております。なお、株式報酬を除く取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長が、取締役会の決定により一任を受けたくうえで、同委員会の答申の内容を踏まえて決定することとしています。

第8号議案 監査役報酬額改定の件

当社の監査役報酬額は、2005年6月22日開催の第93期定時株主総会において、年額70百万円以内としてご承認いただき現在に至っております。

今般、監査役の責務や期待される役割が増大していることや、比較対象企業の報酬水準の動向等を考慮のうえ、監査役の報酬額を年額100百万円以内に改定させていただきたく存じます。

第4号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役の員数は4名となります。

以 上

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の概況

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが続き、景気回復の程度は国や産業により異なるものの、経済活動の再開が進められるなかで推移しました。足元ではウクライナ情勢等による先行きの不透明感がみられるなかで、資源価格の高騰や供給面での制約等による景気下押しが懸念されております。

米国では景気が着実に持ち直している一方、欧州では天然ガスなどの原燃料の高騰を受けて景気は減速しております。中国では景気の緩やかな回復が続いておりましたが、感染再拡大とそれに伴うゼロコロナ政策等により回復のペースは鈍化しました。アジア新興国では景気を持ち直しの動きがみられました。

日本経済は、オミクロン株感染拡大による厳しい状況が続くなかで、個人消費には足踏みがみられるものの、設備投資や生産活動は持ち直しの動きが続くなど、輸出や企業収益は総じて改善の動きがみられました。

化学工業界におきましては、日米の金融政策の違い等により円安が進み、また原油価格も上昇したことで国産ナフサなど原燃料価格が上昇しました。また、世界的な物流網の混乱が続き、海上輸送費が上昇しました。

このような状況のもと、当社グループの当期の売上収益は、原料価格の上昇や製品海外市況の上昇に伴い販売価格が上昇したことや、販売数量が増加したことにより、前期に比べて961億3千万円増収（35.2%）の3,692億9千3百万円となりました。

利益面につきましては、海上輸送費の高騰などにより販売費及び一般管理費が増加したものの、一部製品の海外市況の上昇によるスプレッドの拡大や、生産・販売数量の増加、原料価格上昇による在庫評価差額の影響などが増益要因となり、加えて、前期に計上したニッポンシヨクバイ・ヨーロッパ N.V.（以下、NSE）の固定資産に対する減損損失119億3百万円及びシラス、Inc.に係るのれん及び技術関連資産等に対する減損損失92億8千2百万円や、当社と三洋化成工業株式会社との経営統合の中止に伴う関連費用17億1千3百万円がなくなったため、営業利益は、前期に比べて449億8千2百万円増益の290億6千2百万円となりました。

税引前利益は、営業利益や持分法による投資利益の増加などにより、前期に比べて466億1百万円増益の336億7千5百万円となりました。

その結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期に比べて346億1千9百万円増益の237億2千万円となりました。

連 結
売 上 収 益

3,693 億円
(前期比 35.2 %)

連 結
営 業 利 益

291 億円
(前期比 - %)

連 結
税 引 前 利 益

337 億円
(前期比 - %)

親会社の所
有者に帰属
する
当 期 利 益

237 億円
(前期比 - %)

〔 事業別状況 〕

当期の販売の状況を事業別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

基礎化学品事業 売上収益 **1,589**億円 (前期比44.1%増) 営業利益 **210**億円 (前期比364.0%増)

アクリル酸及びアクリル酸エステルは、原料価格の上昇や製品海外市況の上昇などにより販売価格が上昇したことや、販売数量が増加したことにより、増収となりました。

酸化エチレンは、原料価格の上昇により販売価格が上昇したことや、販売数量が増加したことにより、増収となりました。

エチレングリコールは、販売数量が減少しましたが、製品海外市況の上昇による販売価格の上昇などにより、増収となりました。

セカンダリーアルコールエトキシレートは、販売数量が増加したことや、原料価格の上昇などに伴い販売価格が上昇したことにより、増収となりました。

以上の結果、基礎化学品事業の売上収益は、前期に比べて44.1%増加の1,588億9千6百万円となりました。

営業利益は、製品海外市況の上昇によるスプレッドの拡大や、生産・販売数量の増加、原料価格上昇による在庫評価差額の影響などが増益要因となり、前期に比べて165億7百万円増益の210億4千2百万円となりました。

機能性化学品事業 売上収益 **2,000**億円 (前期比28.8%増) 営業利益 **87**億円 (前期比-%)

高吸水性樹脂は、原料価格や製品海外市況の上昇に伴う販売価格の上昇や、販売数量が増加したことなどにより、増収となりました。

特殊エステルは、製品海外市況の上昇などに伴い販売価格が上昇したことや、販売数量が増加したことにより、増収となりました。

コンクリート混和剤用ポリマー、洗剤原料などの水溶性ポリマー、エチレンイミン誘導品及び塗料用樹脂は、販売数量が増加したことなどにより、増収となりました。

無水マレイン酸は、原料価格の上昇などに伴い販売価格が上昇したことにより、増収となりました。

ヨウ素化合物は、製品販売構成や販売数量が増加したことにより、増収となりました。

樹脂改質剤、電子情報材料及び粘着加工品は、販売数量が減少したことにより、減収となりました。

以上の結果、機能性化学品事業の売上収益は、前期に比べて28.8%増加の2,000億4百万円となりました。

営業利益は、海上輸送費の高騰などにより販売費及び一般管理費が増加したものの、生産・販売数量の増加や、原料価格上昇による在庫評価差額の影響などが増益要因となり、加えて、前期に計上したNSEの固定資産に対する減損損失及びシラス, Inc.に係るのれん及び技術関連資産等に対する減損損失がなくなったため、前期に比べて277億8千8百万円増益の86億6千9百万円となりました。

環境・触媒事業 売上収益 **104**億円 (前期比36.2%増) 営業損失 **△9**億円 (前期比-%)

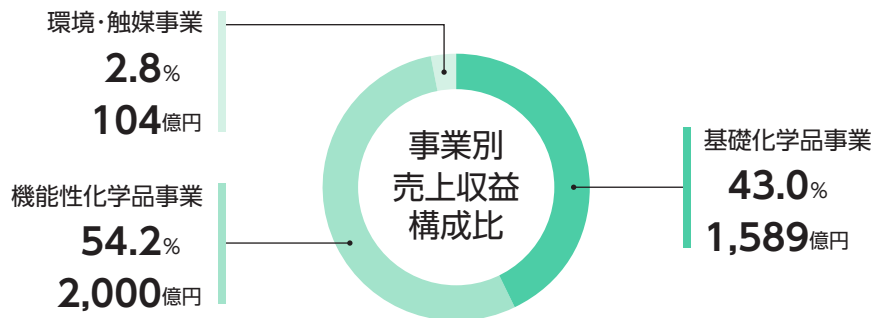
プロセス触媒、脱硝触媒及び燃料電池材料は、販売数量が増加したことにより、増収となりました。

リチウム電池材料は、販売価格が下落したものの販売数量が増加したことにより、増収となりました。

湿式酸化触媒は、販売数量が減少したことにより、減収となりました。

以上の結果、環境・触媒事業の売上収益は、前期に比べて36.2%増加の103億9千3百万円となりました。

営業利益は、在庫評価差額の影響や、販売費及び一般管理費の増加などが減益要因となり、前期に比べて11億4千4百万円減益の△9億4千1百万円となりました。



(単位：百万円)

事業別	前期 (2020.4.1~2021.3.31)			当期 (2021.4.1~2022.3.31)			比較増減		
	基礎 化学 品	機能 性 化学 品	環境・ 触 媒	基礎 化学 品	機能 性 化学 品	環境・ 触 媒	基礎 化学 品	機能 性 化学 品	環境・ 触 媒
売上収益	110,261	155,272	7,629	158,896	200,004	10,393	48,634	44,732	2,764
営業利益 (△損失)	4,535	△19,119	203	21,042	8,669	△941	16,507	27,788	△1,144

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は165億2千2百万円（工事ベース）であり、その主なものは、アクリル酸製造設備の建設（PT. ニッポンシヨクバイ・インドネシア）であります。

(3) 資金調達の状況

当期における所要資金は、設備資金、運転資金、借入金返済並びに社債償還等であり、これらを自己資金並びに金融機関からの借入金により賄いました。

当期末における当社グループの有利子負債の合計残高は、主に海外子会社で金融機関からの借入金の返済が進んだことにより、前期末に比べ18億9千5百万円減少し、596億7千7百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化し、化学製品のグローバル化、コモディティ化が進む一方、求められる機能も多様化しております。激しい変化に柔軟に対応し、さらなる成長を実現するため、2021年4月策定の長期ビジョン「TechnoAmenity for the future」並びに2022年3月策定の新中期経営計画「TechnoAmenity for the future-I」のもと、スピード感をもって3つの変革を進めてまいります。

【長期ビジョン「TechnoAmenity for the future」の概要】

長期ビジョンでは、「人と社会から必要とされる素材・ソリューションを提供」、「社会の変化を見極め、進化し続ける化学会社」、「社内外の様々なステークホルダーとともに成長」を「2030年の目指す姿」とし、その実現に向けた3つの変革を掲げております。

〈2030年の目指す姿に向けた3つの変革〉

① 事業の変革

◆ 既存分野から成長分野へのポートフォリオ変革

- ・ 収益性の高いソリューションズ事業を拡大
- ・ 事業基盤強化に向けマテリアルズ事業を抜本的に立て直し
- ・ DX 推進による生産性向上、新たな価値の創出

② 環境対応への変革

◆ 2050年カーボンニュートラル実現に向けたサステナビリティ推進

③ 組織の変革

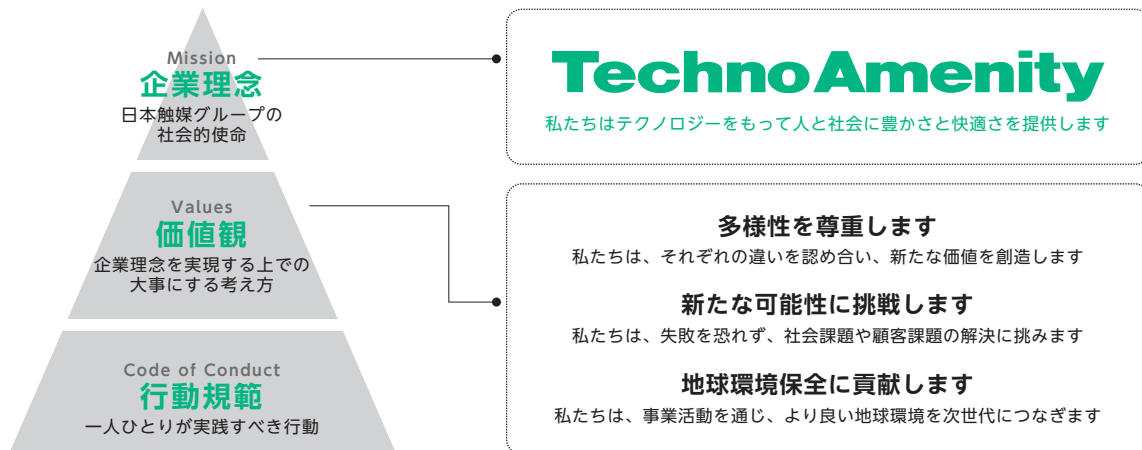
◆ 成長し続ける組織、多様な人財がいきいきと働く会社への変革

【新中期経営計画「TechnoAmenity for the future-I」】

長期ビジョン実現に向けた最初の3ヵ年（2022～2024年度）計画として、新中期経営計画を策定しました。2024年度までの3年間を、各分野における基盤作りを行うとともに、変革に向けた様々な取り組みのスタート期間と位置付けております。新中期経営計画を着実に実行することにより、長期ビジョンで定めた「2030年の目指す姿」のマイルストーンとして、2024年度には過去最高益を目指します。

〔日本触媒グループ企業理念体系〕

長期ビジョン実現に向けて理念体系と内容を整理し、企業理念を頂点とする価値観、行動規範の体系に見直ししました。



〔経営目標〕

「事業の変革」としてソリューションズ事業の営業利益割合を50%まで高め、過去最高益となる営業利益330億円を目指します。また「環境対応への変革」、「組織の変革」および「資本政策」に関する目標も定め、各取り組みを着実に進めてまいります。

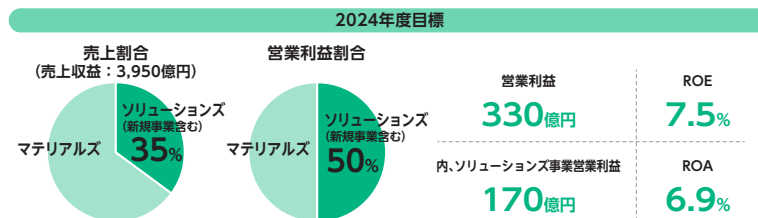
		2024年度	2030年の目指す姿
財務目標	営業利益	330億円	600億円規模
	ソリューションズ事業営業利益	170億円	400億円規模
	ROE	7.5%	9%以上
	ROA	6.9%	9%以上
	総還元性向	50%	-
	新規製品売上収益 (単体・SAP除く・5年以内上市)	280億円	-
投資額	成長投資および 競争力維持投資	1,200億円 (2022年度-2024年度累計)	4,000億円 (2022年度-2030年度累計)
カーボン ニュートラル目標	CO ₂ 排出量削減 (2014年度比・国内・Scope1&2)	-	30%削減
	環境貢献製品売上収益	550億円	1,350億円
D&I目標 (単体)	事務系・化学系女性採用比率	30%	-
	女性管理職(基幹職)比率	6%	-
	男性の育児休職取得率	30%	-

<前提条件>2024年度：ナフサ50,000円/kL、ドル110円、ユーロ130円

〔 3つの変革 〕

① 事業の変革

ポートフォリオ変革として、ソリューションズ事業の営業利益割合50%を目指します。



a. ソリューションズ事業拡大に向けた取り組み

ソリューション提案力強化に向け、企画・開発・マーケティングに関するプラットフォームを整備します。具体的には、1)柔軟かつ機動的なリソース配分、2)自社の強みが活かせる注目市場の設定、3)顧客情報の可視化と共有化などにより課題把握力を強化し、顧客視点での課題解決を実現します。さらにタイムリーな生産体制を構築すべく、研究開発テーマに生産技術部門が早期に関与できる仕組みを構築し、グループ内設備の効率的活用など初期投資を抑制した迅速な製品化を進めます。

b. マテリアルズ事業強靱化に向けた取り組み

アクリル事業では、収益力強化として、前中期経営計画中に取り組んできた「SAP（高吸水性樹脂）サバイバルプロジェクト」を継続するとともに、高効率生産技術を導入し製造コストの削減を進めてまいります。また、サステナビリティへの取り組みとしては、バイオマス原料アクリル酸（バイオAA）の開発、バイオマス由来高吸水性樹脂（バイオSAP）への取り組み、SAPリサイクルの推進とサプライチェーンを通じた取り組みを進めます。

なお、インドネシアの年産10万トンのアクリル酸製造設備の増設については、2023年に商業運転開始を予定しております。

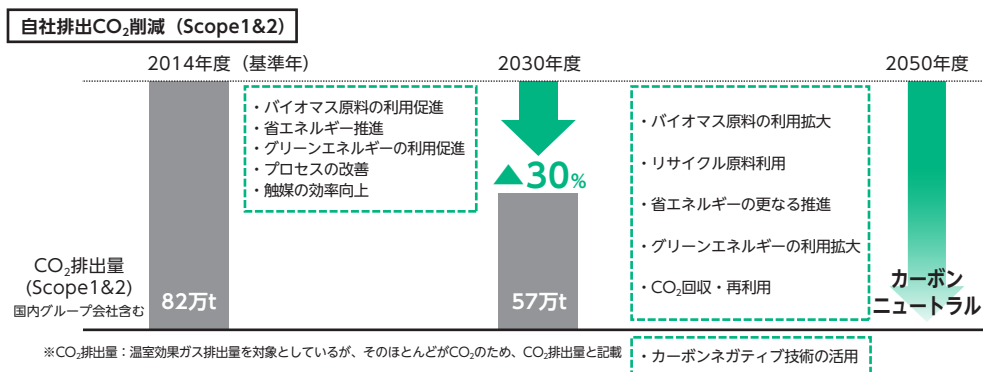
バイオAAの開発	バイオSAPへの取り組み	SAPリサイクルの推進
<p>バイオマス原料アクリル酸の新製法の開発に取り組み中 (複数ルートを検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2025年までにパイロット実証 ●2030年までに実用化を目指す <p>強み：触媒設計・量産技術</p>	<p>マスバランス方式によるバイオマス由来のプロピレンからAA・SAPを生産開始 (欧州子会社で先行)</p>	<p>使用済み紙おむつから回収・再生したリサイクルSAP生産の実証</p>

EO（エチレンオキシド）事業では、「SAPサバイバルプロジェクト」の知見をEO及びその誘導品にも活かし、製造所・グループ会社一体での収益性改善を図ります（EOレジリエンスプロジェクト）。また、サステナビリティへの取り組みとして、バイオ原料を使用したエチレン誘導品の製造・販売に向けた取り組みを進めます。

② 環境対応への変革

2050年カーボンニュートラル実現に向け、2030年の自社排出CO₂削減目標30%（対2014年実績、Scope1&2）を設定しました。従来の省エネ活動等に加え、製造プロセス・技術の革新、原料およびエネルギーの転換等、複合的な活動を通じ目標達成を目指します。

また、社会全体での排出量削減に貢献する環境貢献製品の売上収益目標を設定し、当該製品を拡販する事により事業活動を通じたCO₂削減（Scope3）にも努めます。

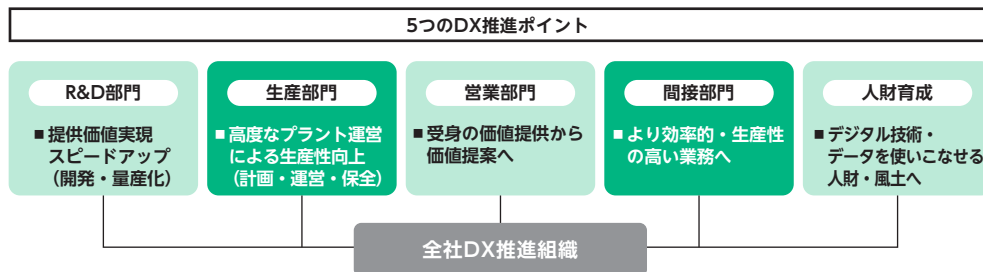


③ 組織の変革

個人と組織が成長できる仕組みの実現を目指し、3つの課題を設定し、さまざまな施策を実施していきます。具体的には、1)人財育成・活躍推進（新人事制度導入、多様な人財の活躍推進、多様な働き方を支える制度・インフラの整備等）、2)組織の成長（間接部門の生産性向上、組織判断の迅速化に向けた権限委譲、経営と従業員の対話強化等）、3)コーポレート・ガバナンスの強化（取締役会の実効性強化、役員に対する中長期のインセンティブ強化等）に取り組み、企業成長の基盤を築いてまいります。

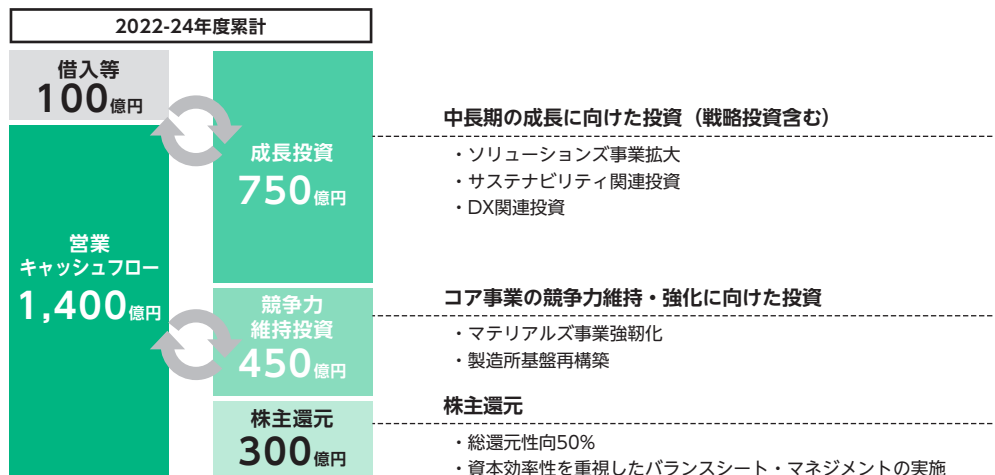
〔DX推進〕

全社横断で活動を先導・サポートするDX推進組織を設置し、DX推進を加速します。



〔資本政策〕

成長投資、競争力維持投資および株主還元の最適なバランスを取ることで、新中期経営計画最終年度（2024年度）にROE7.5%、ROA6.9%達成を目指します。



〔2021年度進捗状況について（新中期経営計画のゼロ年度として）〕

長期ビジョンのもと、2021年度は新中期経営計画のゼロ年度として、必要な取り組みを順次進めてまいりました。

「事業の変革」においては、ソリューションズ事業拡大に向け、企画・開発・マーケティング機能強化の中心となる組織の新設と増員を完了し、導入済のマーケティングオートメーション等を活用し情報の収集・分析・共有化を開始しております。また、タイムリーな生産体制構築を目的に、研究開発・事業化の進捗を関連部門で随時共有するシステムの構築を進め、2022年度からの本格運用開始を予定しております。マテリアルズ事業強靱化に向けては、関連するコスト削減プロジェクトを開始するとともに、欧州の子会社ニッポンシヨクバイ・ヨーロッパ N.V.ではバイオSAP生産の認証取得を完了し、今後、顧客の要望に応じてその供給体制を順次整えてまいります。

「環境対応への変革」においては、2030年目標に向けたCO₂削減シナリオの策定を終え、使用エネルギーの転換を開始し、現在研究開発しているテーマの多くも、環境貢献製品として市場へ投入していく見込みです。

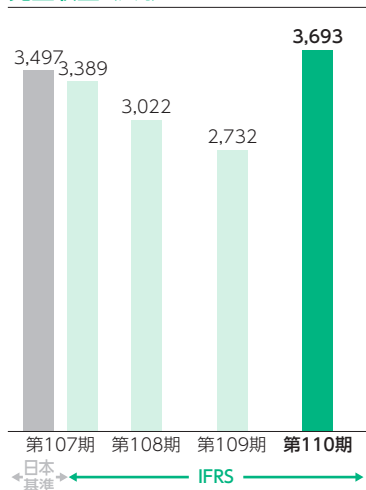
「組織の変革」においては、人財育成・活躍推進を目的とした新人事制度や組織の成長に向けた職務権限の見直しを行い、2022年4月より運用を開始しております。

DX推進は多様な働き方を支えるIT基盤、基幹業務システム（ERP）の更新を計画通りに進めており、新たに設置した組織を中心により効果的な運用を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

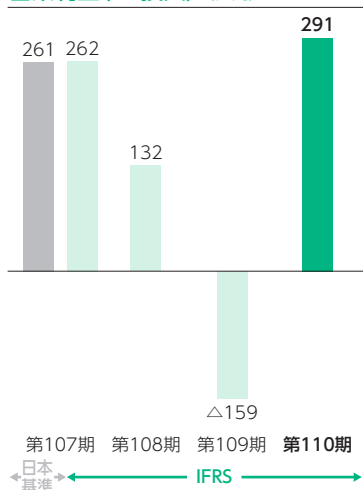
2. 財産及び損益の状況の推移 企業集団の財産及び損益の状況の推移

売上収益 (億円)



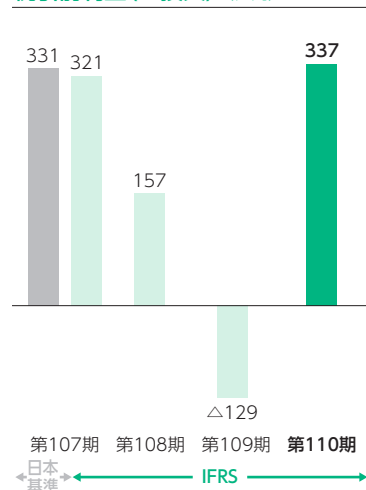
※第107期は日本基準に基づいた売上高の数値についても記載しております。

営業利益(△ 損失) (億円)



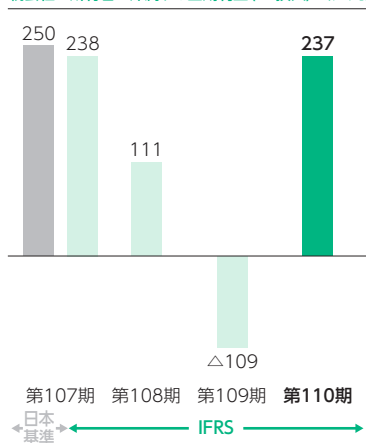
※第107期は日本基準に基づいた営業利益の数値についても記載しております。

税引前利益(△損失) (億円)



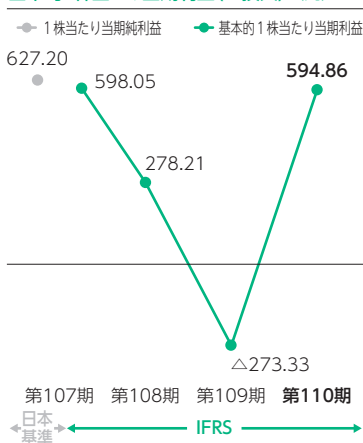
※第107期は日本基準に基づいた経常利益の数値についても記載しております。

親会社の所有者に帰属する当期利益(△ 損失) (億円)



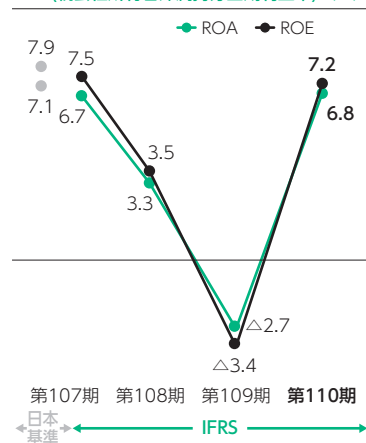
※第107期は日本基準に基づいた親会社株主に帰属する当期純利益の数値についても記載しております。

基本的1株当たり当期利益(△損失) (円)



※第107期は日本基準に基づいた1株当たり当期純利益の数値についても記載しております。

ROA(資産合計税引前利益率) (%)
ROE(親会社所有者帰属持分当期利益率) (%)



※第107期は日本基準に基づいたROA(総資産経常利益率)、ROE(自己資本利益率)の数値についても記載しております。

項目	期別	第107期 (2018.4~2019.3)	第108期 (2019.4~2020.3)	第109期 (2020.4~2021.3)	第110期(当期) (2021.4~2022.3)
日本基準					
売上高(百万円)		349,678			
営業利益(百万円)		26,110			
経常利益(百万円)		33,101			
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		25,012			
1株当たり当期純利益(円)		627.20			
総資産(百万円)		471,050			
純資産(百万円)		325,371			
1株当たり純資産額(円)		8,089.98			
ROA(総資産経常利益率)(%)		7.1			
ROE(自己資本利益率)(%)		7.9			
IFRS					
売上収益(百万円)		338,869	302,150	273,163	369,293
営業利益(△損失)(百万円)		26,170	13,178	△15,921	29,062
税引前利益(△損失)(百万円)		32,119	15,748	△12,926	33,675
親会社の所有者に帰属する 当期利益(△損失)(百万円)		23,849	11,094	△10,899	23,720
基本的1株当たり当期利益(△損失)(円)		598.05	278.21	△273.33	594.86
資産合計(百万円)		481,668	475,641	471,617	518,151
資本合計(百万円)		329,227	326,108	323,725	351,123
1株当たり親会社所有者に帰属する持分(円)		8,099.97	8,017.17	7,959.07	8,624.02
ROA(資産合計税引前利益率)(%)		6.7	3.3	△2.7	6.8
ROE(親会社所有者帰属持分当期利益率)(%)		7.5	3.5	△3.4	7.2

- ① 第107期は、原料価格や製品海外市況の上昇に伴い販売価格を修正したことなどにより、売上高は増加しました。利益面につきましては、生産・販売数量が増加したことによる数量効果がありましたが、加工費が増加したことなどにより、営業利益は減少しました。営業外損益は、持分法投資利益の増加などにより増加し、経常利益は増加しました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、増加しました。
- ② 第108期は、原料価格や製品海外市況下落に伴い販売価格が低下したことや、販売数量が減少したことにより、売上収益は減少しました。利益面につきましては、原料価格よりも製品価格の下がり幅が大きく、スプレッドが縮小したことに加え、販売数量が減少したことや増設による減価償却費などの加工費が増加したことなどにより、営業利益は減少しました。税引前利益は、営業利益や持分法による投資利益の減少などにより、減少しました。その結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は減少しました。
- ③ 第109期は、新型コロナウイルス感染症の影響による世界景気の減速などを受けて、原料価格や製品海外市況の下落に伴い販売価格が低下したことや、販売数量が減少したことにより、売上収益は減少しました。利益面につきましては、生産・販売数量の減少や、原料価格よりも製品価格の下がり幅が大きくスプレッドが縮小したこと、当社の連結子会社であるニッポンシヨクバイ・ヨーロッパ N.V.の固定資産に対する減損損失及びシラス、Inc.に係るのれん及び技術関連資産等に対する減損損失や、当社と三洋化成工業株式会社との経営統合の中止に伴う関連費用を計上したことなどにより、営業利益は減少しました。税引前利益は、為替差損益が改善したものの、営業利益や持分法による投資利益の減少などにより、減少しました。その結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は減少しました。
- ④ 第110期（当期）は、前記「1. 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

（ご参考）当社の財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第107期 (2018.4～2019.3)	第108期 (2019.4～2020.3)	第109期 (2020.4～2021.3)	第110期 (当期) (2021.4～2022.3)
売 上 高 (百万円)		232,222	204,690	181,073	224,366
営 業 利 益 (百万円)		17,356	10,178	4,884	18,148
経 常 利 益 (百万円)		26,216	18,677	11,280	24,444
当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△) (百万円)		20,371	14,776	△19,650	17,609
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△) (円)		510.83	370.54	△492.78	441.60
総 資 産 (百万円)		352,742	355,380	332,494	356,044
純 資 産 (百万円)		263,718	268,014	250,569	260,212
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		6,613.17	6,721.06	6,283.76	6,525.71
ROA (総資産経常利益率) (%)		7.4	5.3	3.3	7.1
ROE (自己資本利益率) (%)		7.9	5.6	△7.6	6.9

3. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日宝化学株式会社	百万円 517	84.47%	ヨウ素・ヨウ素化合物、 医薬・農薬原料及び天然ガスの 製造並びに販売
日本乳化剤株式会社	1,000	100.00	界面活性剤及び化成品の製造 並びに販売
日触物流株式会社	100	100.00	化学品の物流全般
ニッポンシヨクバイ・アメリカ・インダストリーズ Inc.	※ 千米ドル 100,000	100.00	高吸水性樹脂、コンクリート 混和剤用ポリマー及び アクリル酸系洗剤ビルダーの 製造並びに販売
P.T. ニッポンシヨクバイ・インドネシア	千米ドル 120,000	99.99	アクリル酸、アクリル酸エス テル及び高吸水性樹脂の製造 並びに販売
ニッポンシヨクバイ・ヨーロッパ N.V.	千ユーロ 243,000	100.00	アクリル酸の製造及び 高吸水性樹脂の製造並びに 販売
日触化工(張家港)有限公司	千米ドル 52,820	100.00	高吸水性樹脂及びコンクリート 混和剤用ポリマーの製造並びに 販売
ニッポンシヨクバイ (アジア) PTE.LTD.	※ 千米ドル 4,175	100.00	精製アクリル酸の製造並びに 販売及びその他化学品の販売
シンガポール・アクリリック PTE LTD	千米ドル 27,007	79.42	粗アクリル酸の製造並びに 販売

(注1) ※印は、払込資本金であります。

(注2) 出資比率については、表示単位未満を切り捨てております。

4. 主要な事業内容

主として次の製品の製造、販売を行っております。

事業	主要製品
基礎化学品	アクリル酸、アクリル酸エステル、酸化エチレン、エチレングリコール、 エタノールアミン、セカンダリーアルコールエトキシレート、グリコールエーテル
機能性化学品	高吸水性樹脂、特殊エステル、医薬中間原料、コンクリート混和剤用ポリマー、 電子情報材料、ヨウ素、無水マレイン酸、粘接着剤・塗料用樹脂、粘着加工品
環境・触媒	自動車触媒、脱硝触媒、ダイオキシン類分解触媒、プロセス触媒、 排ガス処理装置、燃料電池材料

5. 主要な営業所及び工場等

(1) 当 社

事 業 所		所 在 地
本 社	大阪本社	大阪市
	東京本社	東京都千代田区
製造所	川崎製造所	神奈川県川崎市
	姫路製造所	兵庫県姫路市
研究所	吹田地区研究所	大阪府吹田市
	姫路地区研究所	兵庫県姫路市

(2) 子会社

会 社 名	所 在 地
日宝化学株式会社	本社：東京都中央区 工場：千葉県いすみ市
日本乳化剤株式会社	本社：東京都中央区 工場：神奈川県川崎市、茨城県神栖市
日触物流株式会社	本社：大阪市
ニッポンシヨクバイ・アメリカ・インダストリーズ Inc.	本社・工場：アメリカ
PT. ニッポンシヨクバイ・インドネシア	本社・工場：インドネシア
ニッポンシヨクバイ・ヨーロッパ N.V.	本社・工場：ベルギー
日触化工(張家港)有限公司	本社・工場：中国
ニッポンシヨクバイ(アジア) PTE.LTD.	本社・工場：シンガポール
シンガポール・アクリリック PTE LTD	本社・工場：シンガポール

6. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,526名	29名減

(注) 従業員数は再雇用者を含んでおります。

(ご参考) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,412名	21名増	38.7歳	16.5年

(注1) 従業員数は、関係会社等からの出向社員を含み、関係会社等への出向社員及び嘱託員等は含んでおりません。

(注2) 従業員数は再雇用者を含んでおります。

(注3) 平均年齢及び平均勤続年数は、再雇用者を含んでおりません。

7. 主要な借入先

借入先	借入残高
	百万円
株式会社りそな銀行	12,889
株式会社国際協力銀行	11,749
株式会社みずほ銀行	9,006
株式会社三菱UFJ銀行	8,030
農林中央金庫	4,753

(注) 上記の借入残高は、各行の海外現地法人等からの借入を含んでおります。

II 会社の状況に関する事項

1. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 127,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 40,800,000株
 (3) 株主数 10,765名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,641	11.63
住友化学株式会社	2,727	6.84
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,304	5.77
E N E O S ホールディングス株式会社	2,129	5.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,708	4.28
株式会社りそな銀行	1,373	3.44
三洋化成工業株式会社	1,267	3.17
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,139	2.85
株式会社みずほ銀行	948	2.37
東洋インキSCホールディングス株式会社	904	2.26

(注1) 上記のほか、当社が保有している自己株式925千株については、上記の表中から除いております。

(注2) 持株比率については、自己株式数を控除して算出しております。

(注3) 持株数及び持株比率については、表示単位未満を切り捨てております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	五 嶋 祐治朗	
代表取締役専務執行役員	入 口 治 郎	生産・技術部門管掌、エンジニアリング本部担当、インドネシアプロジェクト担当、DX推進チーム担当、イオネル建設チーム担当
取締役常務執行役員	野 田 和 宏	経営企画本部長
取締役常務執行役員	高 木 邦 明	事務部門管掌、総務人事本部長、IT統括部担当、ERP推進プロジェクト担当
取締役常務執行役員	渡 部 将 博	事業部門管掌、事業企画開発部担当、日触物流株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	住 田 康 隆	事業創出部門管掌、事業創出本部長、R&D統括部担当
取 締 役	長谷部 伸 治	京都大学国際高等教育院特定教授
取 締 役	瀬戸口 哲 夫	大阪ガス株式会社顧問、大阪ガス都市開発株式会社取締役会長、讀賣テレビ放送株式会社社外監査役
取 締 役	櫻 井 美 幸	弁護士、日本新薬株式会社社外取締役、国立大学法人大阪大学監事、公益財団法人日本生命財団監事
監 査 役	有 田 義 広	(常勤)
監 査 役	和 田 輝 久	(常勤)
監 査 役	和 田 頼 知	公認会計士、積水ハウス株式会社社外監査役
監 査 役	高 橋 司	弁護士、イオンディライト株式会社社外監査役、日本電気硝子株式会社社外監査役、国立大学法人京都大学法科大学院非常勤講師

(注1) 取締役 長谷部伸治、瀬戸口哲夫、櫻井美幸の各氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役 和田頼知、高橋司の両氏は、社外監査役であります。

(注3) 監査役 和田頼知氏は、公認会計士として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注4) 当社は、社外取締役の長谷部伸治、瀬戸口哲夫、櫻井美幸及び社外監査役の和田頼知、高橋司の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

(注5) 取締役の担当及び重要な兼職の状況に次のとおり異動がありました。

2022年4月1日付

代表取締役専務執行役員	入 口 治 郎	生産・技術部門管掌、DX推進本部担当、エンジニアリング本部担当、インドネシアプロジェクト担当、イオネル建設チーム担当
取締役常務執行役員	野 田 和 宏	経営企画本部担当
取締役常務執行役員	高 木 邦 明	事務部門管掌、総務人事本部担当
取締役常務執行役員	渡 部 将 博	事業部門管掌、事業企画本部担当、日触物流株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	住 田 康 隆	事業創出部門管掌、コーポレート研究本部担当、健康・医療事業室担当、化粧品事業室担当、事業創出本部長、R&D統括部担当
取 締 役	瀬戸口 哲 夫	大阪ガス株式会社顧問、讀賣テレビ放送株式会社社外監査役、株式会社オーシス総研取締役会長

(ご参考)

執行役員（取締役兼務者を除く）は、次のとおりであります。 (2022年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	吉 田 雅 也	エナジー&エレクトロニクス事業部担当
常務執行役員	松 本 行 弘	姫路製造所長
常務執行役員	小 林 高 史	財務本部担当
常務執行役員	梶 井 克 規	アクリル事業部長
執 行 役 員	荒 川 和 清	生産本部長
執 行 役 員	齊 藤 群	レスポンシブル・ケア本部長
執 行 役 員	肱 黒 修 樹	ベーシックマテリアルズ事業部長
執 行 役 員	岡 義 久	川崎製造所長
執 行 役 員	金井田 健 太	ニッポンショクパイ・アメリカ・インダストリーズ Inc. Director
執 行 役 員	佐久間 和 宏	インダストリアル&ハウスホールド事業部長
執 行 役 員	片 岡 伸 也	購買物流本部長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けております。

なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬			
		基本報酬	基本報酬	賞与	総額	
取 締 役 (うち社外取締役)	369 (36)	181 (36)	38 (-)	150 (-)	188 (-)	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	64 (18)	64 (18)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	433 (54)	245 (54)	38 (-)	150 (-)	188 (-)	14 (5)

(注1) 上記の支給人員及び支給額には、当期中に退任した取締役1名を含んでおります。

(注2) 報酬等の総額には、本定時株主総会におきまして決議予定の役員賞与150百万円を含んでおります。

②役員報酬等の額の決定に関する方針

a. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業理念を實踐し、持続的な企業価値の向上を図る上でインセンティブを与え、業績並びに責任に応じて株主と利害を共有する報酬体系とし、その水準は、当社の業績、従業員給与水準、他社水準を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。報酬体系の具体的な内容は、固定報酬と業績連動報酬からなる基本報酬と業績連動報酬の賞与としております。但し、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、基本報酬（原則として固定報酬）のみとしております。

また、取締役の報酬・賞与に対する助言を受けるための独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、透明性と公正性を確保しております。

取締役の基本報酬は、株主総会の決議に基づき報酬総額を決定し、その枠内において各取締役の基本報酬の額を決定しております。基本報酬のうち固定報酬は、基本給と役務給で構成され、役位、職責、在任年数に応じてその額を決定します。基本報酬のうち業績連動報酬及び業績連動報酬の賞与に関する方針は「b. 業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりです。また、社外取締役の基本報酬の固定報酬の額は、当社役員的水準、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。基本報酬は月例報酬とし、賞与は毎年一定の時期、取締役会終了後に支給しており、その種類は金銭としております。

取締役(社外取締役を除く)の種類別の報酬割合については、基本報酬のうち固定報酬の額と業績連動報酬の額、業績連動報酬の賞与額の割合を、40:20:40を目安とし、決定しております。但し、当該割合については、会社業績、目標管理制度による各個人の目標達成度合い等に応じて変動します。

上記の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は、取締役会の諮問を受けた指名・報酬委員会による審議及び取締役会への答申を経て、2021年2月26日開催の取締役会において決議しております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が当該決定方針との整合性を含めて当該報酬等の内容を検討しているため、取締役会は、当該報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 業績連動報酬等に関する事項

取締役の基本報酬のうち業績連動報酬は、業績連動の指標をROA(資産合計税引前利益率)とし、当該事業年度のROAの実績値に対し一定の幅毎に設定した変動係数と役位に応じた係数を用いて、所定の算式に基づきその額を決定しております。ROAを業績連動報酬の指標として選択した理由は、当社は装置産業であること等から、従前から収益性と資産効率を重視し、ROAの向上に取り組んでいることによります。なお、当事業年度を含むROAの推移は39ページ「2. 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

取締役の賞与は、当該事業年度の利益、配当状況及びその他諸般の事情を総合的に勘案して、支給の都度、株主総会にて支給総額を決定しております。各取締役(社外取締役を除く)の額は、役位、目標管理制度による各個人の目標達成度合いに応じて、所定の算式に基づき決定しております。

c. 監査役の報酬等に関する事項

当社の監査役の報酬等は、業務執行から独立した立場であることに鑑み、基本報酬（原則として固定報酬）のみとしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬については、2005年6月22日開催の第93期定時株主総会で支給額を年400百万円以内、監査役の報酬については、2005年6月22日開催の第93期定時株主総会で支給額を年70百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名、監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度の取締役の個人別の報酬額については、2021年2月26日開催の取締役会において決定された取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に基づき、代表取締役社長である五嶋祐治朗がその具体的内容について授権を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の配分といたします。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業や職責等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためです。また、代表取締役社長による当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長による当該権限に基づく決定に先立ち、取締役会の諮問を受けた指名・報酬委員会において、取締役の報酬の決定方針・制度及び課題等、並びに水準の妥当性を審議し、取締役会に答申するものとしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況等

氏名	重要な兼職の状況
長谷部 伸 治 (社外取締役)	京都大学国際高等教育院特定教授
瀬戸口 哲 夫 (社外取締役)	大阪ガス株式会社顧問、大阪ガス都市開発株式会社取締役会長、 讀賣テレビ放送株式会社社外監査役
櫻 井 美 幸 (社外取締役)	弁護士、日本新薬株式会社社外取締役、国立大学法人大阪大学監事、 公益財団法人日本生命財団監事
和 田 頼 知 (社外監査役)	公認会計士、積水ハウス株式会社社外監査役
高 橋 司 (社外監査役)	弁護士、イオンディライト株式会社社外監査役、 日本電気硝子株式会社社外監査役、国立大学法人京都大学法科大学院非常勤講師

(注1) 上記兼職先と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

(注2) 取締役 瀬戸口哲夫氏は2022年3月31日をもって、大阪ガス都市開発株式会社取締役会長を退任し、同年4月1日付で株式会社オーグス総研取締役会長に就任しました。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況 及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
長谷部 伸 治 (社外取締役)	当事業年度において開催された全15回の取締役会のうち15回すべてに出席し、化学業界に精通している化学工学の専門家としての観点から、当社経営に資する有用な意見と提言及び独立した立場からの監督を行っております。
瀬戸口 哲 夫 (社外取締役)	当事業年度において開催された全15回の取締役会のうち15回すべてに出席し、公益性の高い企業、製造業である企業における経営者としての豊富な経験をもとに、当社経営に資する有用な意見と提言及び独立した立場からの監督を行っております。
櫻 井 美 幸 (社外取締役)	当事業年度において開催された全15回の取締役会のうち15回すべてに出席し、弁護士としての高度の専門性と豊富な経験並びに他社の社外取締役としての実績をもとに、当社経営に資する有用な意見と提言及び独立した立場からの監督を行っております。
和 田 頼 知 (社外監査役)	当事業年度において開催された全15回の取締役会のうち14回に出席し、必要に応じ、会計の専門家としての観点並びに他社の社外監査役としての実績をもとに、当社経営に資する有用な意見を述べております。 当事業年度において開催された全15回の監査役会のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施しております。
高 橋 司 (社外監査役)	当事業年度において開催された全15回の取締役会のうち15回すべてに出席し、必要に応じ、法律の専門家としての観点並びに他社の社外監査役としての実績をもとに、当社経営に資する有用な意見を述べております。 当事業年度において開催された全15回の監査役会のうち15回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役・社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	60百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社の重要な子会社のうち、ニッポンショクバイ・アメリカ・インダストリーズ Inc.、PT. ニッポンショクバイ・インドネシア、ニッポンショクバイ・ヨーロッパ N.V.、日触化工(張家港)有限公司、ニッポンショクバイ(アジア) PTE.LTD. 及びシンガポール・アクリリック PTE LTDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注3) 監査役会は、会計監査人から当事業年度の監査計画の説明を受け、リスクアプローチに基づく特別な検討を必要とするリスクやその他の重点監査項目への対応手続等と、それに要する監査時間と配員計画を検討し、また過年度の監査計画と監査実績、監査の品質並びに監査時間及び監査報酬の推移等を確認いたしました。その上で、当事業年度の会計監査人の報酬等の額は、監査の品質を維持し、より深度のある監査を実施する上で問題ない金額であると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定めるいずれかに該当すると判断される場合は、監査役全員の同意に基づきその会計監査人を解任できるものといたします。

また、上記のほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅲ 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2022年3月開催の取締役会において、同年4月1日以降の内部統制システム構築の基本方針を一部改定する決議をしております。改定後の内部統制システム構築の基本方針は、次のとおりであります。

当社は、「**TechnoAmenity** ~私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさや快適さを提供します」という日本触媒グループ企業理念のもと、会社の業務の適正を確保するための体制を整備し運用することが、企業価値の継続的な維持・向上のために必要であると認識し、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定める。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 行動規範をもって、当社グループにおける取締役・執行役員・使用人の規範とする。
2. コンプライアンス規程において、コンプライアンス体制を定め、法令等の違反を未然に防ぐ。
3. 事務部門管掌執行役員をコンプライアンス責任者とする。また、コンプライアンス責任者のもと、法務部はコンプライアンス活動を推進する。
4. 内部監査部門として、他の執行部門から独立した内部監査部を設置する。
5. 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告制度として社内通報制度を設ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程、職務権限規程及び文書管理規則などにに基づき、取締役会議事録、稟議などとして保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理規程において、リスク管理の体制、リスク認識やリスク管理の手続きなどを明確にした上で、損失の危険を未然に防ぐ。
2. 各部門長は、リスク管理規程に基づき、継続的に自部門のリスク管理を実施する。管掌執行役員は、自らが管掌する部門の重要なリスクの内容及びその管理状況などを適宜取締役会に報告する。
3. 取締役会は、当社グループ全体の経営に重大な影響を及ぼすリスクを特定する。経営会議は、取締役会により特定されたリスクについて管理責任者及び管理体制を決定する。また、当該管理責任者の部門を管掌する管掌執行役員は、当該リスクの管理状況などを適宜取締役会に報告する。
4. 不測の事態が発生したときは、異常事態対応に関する規則に従い、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応をとる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行に関する事項を審議・決定するために取締役会を、原則として毎月1回開催し、意思決定の迅速化を図る。
2. 取締役会は執行役員を選任し、取締役会を経営の意思決定機能及び執行監督機能に、執行役員を業務執行機能に分離し、経営の効率的な運用と責任の明確化を図る。
3. 取締役会の意思決定及び執行監督の妥当性を確保するため、社外取締役を置く。
4. 経営の基本方針・重要事項の執行に関する案件について審議するために、社長及び執行役員で構成される経営会議を原則として毎月1回開催する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. グループ会社の健全な経営並びに各社の相互協力による当社グループの総合的な発展を実現するため、事業企画本部は、グループ会社に対し、重要な事項について当社との事前協議等を求める。また、当該本部は、必要に応じて、重要な事項について、当社の経営会議や取締役会での承認を得るようグループ会社に求める。
2. グループ会社は、営業の概況や損益の状況などについて事業企画本部へ報告し、当該本部は必要に応じて助言を行う。
3. グループ会社の運営状況を適切に把握するため、事業企画本部は、グループ各社の経営上の問題点などを適宜、経営会議や取締役会に報告する。
4. グループ会社の業務の適正を確保するため、内部監査部やレスポンシブル・ケア本部は、グループ各社の監査を適宜実施する。
5. 事務部門管掌執行役員のもと、法務部はグループ全体のコンプライアンス活動を推進する。
6. グループ会社は、継続的に各社のリスク管理を実施し、重要なリスクの内容及びその管理状況などを事業企画本部に報告する。また、当該本部の担当執行役員は、グループ会社の重要なリスクの内容及びその管理状況などを適宜取締役会に報告する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役直属の監査役室を設置し、監査役職務を補助する。
2. 監査役室は、取締役会から独立した組織とし、所属する使用人は、業務分掌及び監査役の指示に従い、取締役会、取締役及び執行役員から独立して業務を遂行する。また、監査役室に所属する使用人の人事については、事前に監査役の同意を得た上で決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握をするため、監査役は、取締役会のほか経営会議、予算会議などの重要な会議に出席する。
2. 取締役、執行役員及び使用人は、当社及びグループ会社の内部監査状況、コンプライアンス、リスク管理、社内通報などに関する重要な事項を、監査役に報告する。
3. 各部門長は、監査役が策定した監査計画（年度計画）に従い、業務の執行状況などを監査役に報告する。
4. グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役から業務執行、内部監査状況、コンプライアンス、リスク管理、社内通報などに関する事項について報告を求められたときは、速やかに監査役に報告する。
5. 監査役へ報告した者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとする。
6. 監査役がその職務の執行によって生ずる費用を当社へ請求した場合は、その費用のうち当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、当社が負担する。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

市民社会の秩序・安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係も含めた一切の関係を持たないこととし、これらの反社会的勢力に対しては、警察など外部専門機関と連携し、断固たる姿勢で対処する。

〔 内部統制システムの運用状況の概要 〕

①法令等の遵守

コンプライアンス責任者のもと、法務部は、社内ポータルサイトによる啓発活動、法令・企業倫理に関するコンプライアンス研修の開催及び法令遵守マニュアルや企業倫理ガイドブックの運用といった活動を推進することで、当社及びグループ会社におけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、企業行動憲章を企業倫理ガイドブックやTechnoAmenity Reportへ記載し配付しているほか、データベースへの収録や社内掲示などによって周知徹底を図っております。

②取締役の職務の執行

当事業年度中、取締役会を合計15回開催し、業務執行に関する事項を報告、審議、決議し、取締役会が決した業務執行を監督しております。

取締役会を経営の意思決定機能及び執行監督機能に、執行役員を業務執行機能に分離し、経営の効率的な運用と責任の明確化を図っております。

また、社外取締役を3名選任し、経営者としての豊富な経験や専門知識などを通じた当社経営に資する有用な意見と提言及び経営陣から独立した立場からの監督によって、取締役会の意思決定及び執行監督の妥当性を確保しております。

当事業年度中、経営会議を合計21回開催し、経営の基本方針・重要事項の執行に関する案件を審議しております。業務運営の効率化を図り、重要な業務執行への対応を行っております。

③損失の危険の管理

リスク管理規程に基づき、各部門が自部門のリスク管理を適切に実施したうえで、その結果等を取締役に報告しております。また、取締役全員による審議により、当社グループ全体の経営に重大な影響を及ぼすリスクを特定しております。

その他、不測の事態に対して迅速かつ適切に対応するために、BCP（事業継続計画）の見直しや地震対応総合訓練などを定期的実施しております。

④当社グループにおける業務の適正確保

グループ会社は、定期的に営業の概況や損益の状況などについて経営企画本部へ報告し、経営企画本部は必要に応じて助言を行っております。また、グループ各社から受けた報告を踏まえ、その経営上の問題点などを経営会議や取締役会に適宜報告しております。

その他、内部監査部及びレスポンシブル・ケア本部は、それぞれ監査計画に基づきグループ会社に対しても監査を行っております。

⑤監査役の監査の実効性の確保

当事業年度中、監査役会を合計15回開催し、監査に関する重要な事項についての報告、協議、決議を行っております。

また、監査役は、取締役会のほか経営会議、予算会議などの重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、会計監査人または取締役もしくはその他の者からの報告を受け、協議のうえ監査意見を提出しております。

その他、監査計画に従って監査役ヒアリングの場を設定し、各部門長及び子会社の経営幹部から業務の執行状況などの報告を受けております。

⑥反社会的勢力排除

警察など外部専門機関から定期的に情報収集を行い、反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求対応マニュアルに基づく対応を取るよう、社内に向けて注意喚起を行っております。また、主要取引先と締結する契約書には、反社会的勢力との関係を持たない旨の条項を入れております。

（注）内部統制システムの運用状況の概要は、改定前の内部統制システム構築の基本方針に基づき記載しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、日本触媒グループ企業理念「**TechnoAmenity** ~私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさや快適さを提供します」のもと、具体的な経営戦略を立案・遂行し、企業の競争力や収益力を向上させることにより、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指しております。

当社は、第三者から当社株式の大規模買付行為の提案がなされた場合、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、明らかに企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく専ら買収者自らの利益のみを追求しようとする等、当社の企業理念、経営戦略をゆがめるもの、あるいは、株主に株式の売却を事実上強要し、または、当社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討するために、もしくは当社取締役会が代替案を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、結果として、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものも想定されます。

そのため、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図る観点から、当社株式の大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該大規模買付行為の是非について適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中、注記しているものを除き、記載金額及び比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目                      | 金額             |
|-----------------|----------------|-------------------------|----------------|
| <b>[ 資産 ]</b>   |                | <b>[ 負債 ]</b>           |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>237,656</b> | <b>流動負債</b>             | <b>109,014</b> |
| 現金及び現金同等物       | 39,363         | 営業債務                    | 57,616         |
| 営業債権            | 103,577        | 借入金                     | 23,559         |
| 棚卸資産            | 75,311         | その他の金融負債                | 10,570         |
| その他の金融資産        | 12,427         | 未払法人所得税等                | 5,812          |
| その他の流動資産        | 6,979          | 引当金                     | 5,931          |
| <b>非流動資産</b>    | <b>280,495</b> | その他の流動負債                | 5,527          |
| 有形固定資産          | 191,143        | <b>非流動負債</b>            | <b>58,014</b>  |
| 無形資産            | 7,895          | 借入金                     | 28,634         |
| 持分法で会計処理されている投資 | 22,868         | その他の金融負債                | 6,784          |
| その他の金融資産        | 40,981         | 退職給付に係る負債               | 14,044         |
| 退職給付に係る資産       | 12,820         | 引当金                     | 2,347          |
| 繰延税金資産          | 3,320          | 繰延税金負債                  | 6,205          |
| その他の非流動資産       | 1,468          | <b>負債合計</b>             | <b>167,028</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>518,151</b> | <b>[ 資本 ]</b>           |                |
|                 |                | <b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b> | <b>343,882</b> |
|                 |                | 資本金                     | 25,038         |
|                 |                | 資本剰余金                   | 22,472         |
|                 |                | 自己株式                    | △6,291         |
|                 |                | 利益剰余金                   | 288,124        |
|                 |                | その他の資本の構成要素             | 14,538         |
|                 |                | <b>非支配持分</b>            | <b>7,241</b>   |
|                 |                | <b>資本合計</b>             | <b>351,123</b> |
|                 |                | <b>負債及び資本合計</b>         | <b>518,151</b> |

連結財政状態計算書の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額             |
|--------------|----------------|
| <b>売上収益</b>  | <b>369,293</b> |
| 売上原価         | 291,586        |
| <b>売上総利益</b> | <b>77,707</b>  |
| 販売費及び一般管理費   | 48,992         |
| その他の営業収益     | 3,013          |
| その他の営業費用     | 2,667          |
| <b>営業利益</b>  | <b>29,062</b>  |
| 金融収益         | 1,932          |
| 金融費用         | 682            |
| 持分法による投資利益   | 3,362          |
| <b>税引前利益</b> | <b>33,675</b>  |
| 法人所得税費用      | 9,204          |
| <b>当期利益</b>  | <b>24,470</b>  |
| 当期利益の帰属      |                |
| 親会社の所有者      | 23,720         |
| 非支配持分        | 750            |
| <b>当期利益</b>  | <b>24,470</b>  |

連結損益計算書の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。



(ご参考)

## 連結キャッシュ・フロー計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額     |
|------------------------|---------|
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー     |         |
| 税引前利益                  | 33,675  |
| 減価償却費及び償却費             | 28,875  |
| 有形固定資産売却損益 (△は益)       | △502    |
| 減損損失                   | 575     |
| 退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)   | △46     |
| 退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)   | △11     |
| 受取利息及び受取配当金            | △1,483  |
| 支払利息                   | 338     |
| 持分法による投資損益 (△は益)       | △3,362  |
| 営業債権の増減額 (△は増加)        | △19,005 |
| 棚卸資産の増減額 (△は増加)        | △15,750 |
| 営業債務の増減額 (△は減少)        | 10,231  |
| その他                    | 1,314   |
| 小 計                    | 34,848  |
| 利息及び配当金の受取額            | 2,775   |
| 利息の支払額                 | △340    |
| 法人所得税の支払額              | △2,225  |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー       | 35,058  |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー    |         |
| 有形固定資産の取得による支出         | △20,189 |
| 有形固定資産の売却による収入         | 730     |
| 無形資産の取得による支出           | △2,067  |
| 投資の取得による支出             | △895    |
| 投資の売却及び償還による収入         | 1,727   |
| 関係会社株式の取得による支出         | △500    |
| その他                    | △1,963  |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー       | △23,158 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー   |         |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少)      | 6,227   |
| 長期借入れによる収入             | 10,035  |
| 長期借入金の返済による支出          | △9,722  |
| 社債の償還による支出             | △10,000 |
| リース負債の返済による支出          | △1,906  |
| 自己株式の取得による支出           | △5      |
| 配当金の支払額                | △4,984  |
| 非支配持分への配当金の支払額         | △396    |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー       | △10,751 |
| IV 現金及び現金同等物に係る換算差額    | 1,872   |
| V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 3,022   |
| VI 現金及び現金同等物の期首残高      | 36,341  |
| VII 現金及び現金同等物の期末残高     | 39,363  |

連結キャッシュ・フロー計算書の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>[資産の部]</b>   |                | <b>[負債の部]</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>154,458</b> | <b>流動負債</b>     | <b>73,782</b>  |
| 現金及び預金          | 20,674         | 買掛金             | 43,154         |
| 受取手形            | 213            | 短期借入金           | 9,857          |
| 売掛金             | 77,291         | 1年内返済予定の長期借入金   | 5,182          |
| 商品及び製品          | 22,997         | 未払金             | 3,729          |
| 仕掛品             | 5,441          | 未払費用            | 1,699          |
| 原材料及び貯蔵品        | 16,484         | 未払法人税等          | 2,947          |
| 前払費用            | 929            | 前受金             | 15             |
| 関係会社短期貸付金       | 4,789          | 預り金             | 339            |
| 未収入金            | 2,756          | 賞与引当金           | 2,546          |
| その他             | 2,885          | 役員賞与引当金         | 150            |
| <b>固定資産</b>     | <b>201,586</b> | 修繕引当金           | 3,224          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>84,911</b>  | その他             | 940            |
| 建物              | 20,725         | <b>固定負債</b>     | <b>22,050</b>  |
| 構築物             | 8,836          | 長期借入金           | 12,395         |
| 機械及び装置          | 27,322         | 繰延税金負債          | 14             |
| 車両運搬具           | 47             | 退職給付引当金         | 8,938          |
| 工具、器具及び備品       | 2,286          | その他             | 704            |
| 土地              | 24,565         | <b>負債合計</b>     | <b>95,832</b>  |
| 建設仮勘定           | 3,867          |                 |                |
| 減損損失累計額         | △2,736         | [純資産の部]         |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>5,278</b>   | <b>株主資本</b>     | <b>248,121</b> |
| 特許権             | 338            | 資本金             | 25,038         |
| 借地権             | 120            | 資本剰余金           | 22,071         |
| ソフトウェア          | 1,633          | 資本準備金           | 22,071         |
| 電話加入権           | 16             | その他資本剰余金        | 0              |
| 施設利用権           | 7              | 利益剰余金           | 207,302        |
| その他             | 3,164          | 利益準備金           | 3,920          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>111,397</b> | その他利益剰余金        | 203,382        |
| 投資有価証券          | 37,300         | 配当準備積立金         | 760            |
| 関係会社株式          | 51,057         | 固定資産圧縮積立金       | 484            |
| 関係会社出資金         | 5,646          | 別途積立金           | 157,665        |
| 長期貸付金           | 392            | 繰越利益剰余金         | 44,474         |
| 従業員に対する長期貸付金    | 1              | 自己株式            | △6,291         |
| 関係会社長期貸付金       | 6,595          | <b>評価・換算差額等</b> | <b>12,091</b>  |
| 長期前払費用          | 967            | その他有価証券評価差額金    | 12,091         |
| 敷金及び保証金         | 447            |                 |                |
| 前払年金費用          | 9,186          | <b>純資産合計</b>    | <b>260,212</b> |
| その他             | 200            | <b>負債純資産合計</b>  | <b>356,044</b> |
| 貸倒引当金           | △394           |                 |                |
| <b>資産合計</b>     | <b>356,044</b> |                 |                |

貸借対照表の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| <b>売上高</b>      | <b>224,366</b> |
| 売上原価            | 170,139        |
| <b>売上総利益</b>    | <b>54,227</b>  |
| 販売費及び一般管理費      | 36,079         |
| <b>営業利益</b>     | <b>18,148</b>  |
| <b>営業外収益</b>    | <b>7,893</b>   |
| 受取利息及び配当金       | 3,791          |
| 雑収入             | 4,102          |
| <b>営業外費用</b>    | <b>1,597</b>   |
| 支払利息            | 309            |
| 雑損失             | 1,288          |
| <b>経常利益</b>     | <b>24,444</b>  |
| <b>特別利益</b>     | <b>1,097</b>   |
| 投資有価証券売却益       | 1,097          |
| <b>特別損失</b>     | <b>2,337</b>   |
| 関係会社取引価格調整金     | 938            |
| 減損損失            | 575            |
| 固定資産撤去費         | 557            |
| 関係会社株式評価損       | 267            |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>23,204</b>  |
| <b>法人税等</b>     | <b>5,595</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,327          |
| 法人税等調整額         | 2,268          |
| <b>当期純利益</b>    | <b>17,609</b>  |

損益計算書の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(ご参考)

## キャッシュ・フロー計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目                      | 金額      |
|-------------------------|---------|
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー      |         |
| 税引前当期純利益                | 23,204  |
| 減価償却費                   | 11,239  |
| 投資有価証券売却損益 (△は益)        | △1,097  |
| 減損損失                    | 575     |
| 関係会社株式評価損               | 267     |
| 退職給付引当金の増減額 (△は減少)      | 134     |
| 前払年金費用の増減額 (△は増加)       | △937    |
| 受取利息及び受取配当金             | △3,791  |
| 支払利息                    | 309     |
| 売上債権の増減額 (△は増加)         | △17,502 |
| 棚卸資産の増減額 (△は増加)         | △11,673 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少)         | 9,716   |
| その他                     | 611     |
| 小計                      | 11,053  |
| 利息及び配当金の受取額             | 3,820   |
| 利息の支払額                  | △325    |
| 法人税等の支払額                | △42     |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー        | 14,505  |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー     |         |
| 有形固定資産の取得による支出          | △8,863  |
| 無形固定資産の取得による支出          | △2,357  |
| 投資有価証券の売却による収入          | 1,727   |
| 貸付けによる支出                | △2,308  |
| 貸付金の回収による収入             | 5,668   |
| その他                     | △887    |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー        | △7,021  |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー    |         |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少)       | 8,455   |
| 長期借入れによる収入              | 6,000   |
| 長期借入金の返済による支出           | △4,666  |
| 社債の償還による支出              | △10,000 |
| 配当金の支払額                 | △4,984  |
| その他                     | △5      |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー        | △5,200  |
| IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 2,284   |
| V 現金及び現金同等物の期首残高        | 18,305  |
| VI 現金及び現金同等物の期末残高       | 20,589  |

キャッシュ・フロー計算書の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社日本触媒  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 晃平  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本触媒の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社日本触媒及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにあ

る。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社日本触媒  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 晃平  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本触媒の2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人EY新日本有限責任監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について確認いたしました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 日本触媒 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 有 | 田 | 義 | 広 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 和 | 田 | 輝 | 久 | ㊟ |
| 社外監査役 | 和 | 田 | 頼 | 知 | ㊟ |
| 社外監査役 | 高 | 橋 | 司 |   | ㊟ |

以上

# 株主総会 会場ご案内図



## 会場

### 朝日生命ホール

大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号  
大阪朝日生命館8階

電話番号(日本触媒 総務部) (06)6223-9111

## 交通のご案内

### 御堂筋線 淀屋橋駅

南改札 ⇒ 12号出口/13号出口(徒歩1分)

※ 12号出口は朝日生命館(朝日生命ホール)  
地下1階連絡口へ直結

中南改札 ⇒ 9号出口/10号出口(徒歩1分)

### 京阪電車 淀屋橋駅

西ゼロ号改札 ⇒ 9号出口/10号出口

(徒歩3分)※地下通路経由

※ 10号出口には地上へのエレベーターが併  
設されています。

### 四つ橋線 肥後橋駅

南改札 ⇒ 6号出口/7号出口(徒歩6分)

## お願い

- 駐車場、駐輪場は用意しておりませんので、  
お車、自転車等でのご来場はご遠慮ください。

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。また、お土産の配布および株主懇談会の開催を取りやめさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、その他の当社の対応につきましては、招集通知2ページをご確認ください。